

○山口県警察本部の会議に関する訓令

昭和60年12月10日

本部訓令第4号

(会議の設置)

第1条 山口県警察の業務を適正かつ能率的に運営するため、警察本部に次の会議を置く。

- (1) 部長会議
- (2) 企画調整会議

(会議の構成等)

第2条 前条に定める会議の構成、主宰者及び事務担当課は、別表のとおりとする。

- 2 別表に規定する主宰者は、必要があると認めるときは、その主宰に係る会議に、別表に規定する構成員以外の者を出席させる。
- 3 別表に規定する構成員が不在又は事故あるときは、代理者が出席する。
- 4 主宰者は必要があると認めるときは、会議を招集する。

(付議事項及び付議手続)

第3条 第1条に定める会議に付議する事項は、次表のとおりとする。

会 議	付 議 事 項
部 長 会 議	1 企画調整会議で審議した事項 2 各部業務の重要な報告、連絡に関する事項 3 その他、必要と認める事項
企 画 調 整 会 議	1 警察運営上の重要施策に関する事項 2 重要な諸規程の制定又は改廃に関する事項 3 重要な行事計画に関する事項 4 重要な表彰事案に関する事項 5 部門間の相互調整に関する事項 6 各部業務の重要な報告、連絡に関する事項 7 その他、必要と認める事項

- 2 企画調整会議において審議した事項は、部長会議に付議するものとする。ただし、部長会議に付議を要しないとした事項は、この限りでない。
- 3 特別の事情により企画調整会議に付議することが困難な事項は、部長会議に直接付議することができる。
- 4 会議に付議する事項については、事前に付議件名及び検討資料を事務担当課に連絡、提出するものとする。

(会議の記録)

第4条 事務担当課は、会議の経過を記録しておくものとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は主宰者が定める。

別表 (第2条関係)

1 部長会議

構 成	主宰者	事務担当課
警察本部長 (以下「本部長」という。)、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長	本部長	総務課

2 企画調整会議

構 成	主宰者	事務担当課
警務部長、首席監察官、総務課長、会計課長、警務課長、生活安全企画課長、地域企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長、通信庶務課長	警務部長	警務課